

## ISSUE BRIEF

# 芸術文化活動への財政支援のあり方

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 628 (2009. 1. 22.)

はじめに

I 芸術文化活動とは

II 芸術文化活動の支援主体とその財政支援のあり方

1 国

2 地方自治体

3 民間の主体

III 論点の整理

おわりに

文化や芸術の振興をめぐる議論が近年とりわけ活発である。特に、芸術文化活動への財政支援のあり方については、おおむね5年間を見通した政策の方針として平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」において、国、地方自治体、民間の主体がそれぞれの立場から支援を行っていくことの重要性が指摘されている。

本稿では、多様な主体が関わる芸術文化活動への財政支援のあり方について、現行制度の枠組みを概観し、そこから見えてくる問題点、芸術文化活動の主体からの要望などを整理する。

文教科学技術課

うえはら ゆきこ  
(上原 有紀子)

調査と情報

第628号

## はじめに

文化や芸術の振興をめぐる議論が近年とりわけ活発である。文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号。以下「基本法」という）に基づき、政府は、おおむね5年間を見通した文化芸術の振興に関する政策の方針として平成14年12月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定し、平成19年2月にはこの見直しを行った<sup>1</sup>（以下平成14年版を「第1次基本方針」、平成19年版を「第2次基本方針」という）。一方、民間でも、平成19年6月、社団法人企業メセナ協議会は「日本の芸術文化振興について、10の提言<sup>2</sup>」を公表した。また同年12月、7回目となる「全国アートNPOフォーラム」は、アートNPOの活動現場における認識に基づく初の政策提言、『淡路島アート議定書！』を1年かけて策定するとし、8回目の同フォーラムで完成版を発表した<sup>3</sup>。さらに、自由民主党文化伝統調査会は、平成20年6月、文化芸術の振興を国家戦略の基本に位置づけるべきとする政策提言、『文化芸術立国』の実現に向けて<sup>4</sup>」を公表している。

一口に「文化芸術の振興」といってもその対象となる施策は、芸術文化活動の支援から文化財の保護、国際文化交流の推進、日本語教育の充実、芸術文化施設の整備など多岐にわたる。また、文化芸術の振興を担う主体は、国、関連の独立行政法人、地方自治体に加え、関連の公益法人、企業、アートNPO、個人などがあり、国や地方自治体の施策のあり方を考える上で、その他の主体の役割も見逃せなくなっている。

本稿では、文化芸術の振興に係る施策のうち、芸術文化活動への財政支援のあり方に焦点を当てる。すなわち、多様な主体が関わる支援のあり方について、各支援主体による現行制度の枠組みを概観し、そこから見えてくる問題点、芸術文化活動の主体からの要望をまとめ、国レベルの施策を考える上での参考に資することとしたい。

## I 芸術文化活動とは

「芸術文化」と「文化芸術」という言葉の使い分けは難しい。基本法においては「文化芸術」という言葉が用いられているがその定義はない<sup>5</sup>。議員立法である同法の策定過程においては当初、「芸術文化振興基本法案」（公明党案）、「文化芸術振興法案」（自民党小委員会試案）「芸術文化基本法案」（民主党案）などが提出された経緯もある<sup>6</sup>。「文化芸術」と「芸術文化」の違いについて明確な説明は見当たらないが、同法においてなぜ「文化芸術

<sup>1</sup> 第1次基本方針（平成14年12月10日閣議決定）及び第2次基本方針（平成19年2月9日閣議決定）の全文は文化庁ウェブサイトを参照。<[http://www.bunka.go.jp/bunka\\_gyousei/housin/index.html](http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/index.html)>

<sup>2</sup> 社団法人企業メセナ協議会「日本の芸術文化振興について、10の提言」2007.6. <[http://www.mecenat.or.jp/news/kmknews/2007\\_06\\_teigen10.pdf](http://www.mecenat.or.jp/news/kmknews/2007_06_teigen10.pdf)>

<sup>3</sup> アートNPOリンク『アートNPOデータバンク2007』2008.3, pp.8-10. なお、第8回全国アートNPOフォーラム in 沖縄(2008年11月)で発表された同議定書の全文は、アートNPOリンクのウェブサイト <<http://arts-npo.org/artprotocol.html>> で公開されている（2008年12月19日現在）。

<sup>4</sup> 自由民主党政務調査会配布資料 平成20年6月4日

<sup>5</sup> ただし、基本法の前文において「(また、)文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」等の説明はみられる。

<sup>6</sup> 法案段階では名称のばらつきがありながら「最終的には文化芸術振興基本法という妥協的産物（「足し算）」になっていることから、法律の性格付けが曖昧になってしまっている」との指摘もある。小林真理「文化芸術振興基本法と日本の文化政策(2)欠ける『国民主体』『市民協働』の視点—法成立までの経過とその問題点『地方行政』9458号, 2002.6.17, p.5.

術」を使ったかについては、河合正智衆議院議員（当時）による次のような国会答弁がある。「文化芸術にしました理由につきましては、芸術を中心とする文化として受け止められる芸術文化ではなくて、それぞれの分野が並立なものとしてとらえられる文化芸術としたわけでございます<sup>7</sup>。」

地方自治体レベルの芸術文化に関する条例では、「文化芸術」ではなく「芸術文化」を条例の名称に用いてその定義を置く例も見られる。小金井市芸術文化振興条例は第2条において、この条例における「芸術文化」とは、「人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動で、多様な芸術文化領域を含むものをいう」とし、「芸術文化活動」とは、「広く芸術文化を鑑賞し、創造し、又はこれに参加することをいう」としている<sup>8</sup>。これらの定義は、該当する事項を限定して列挙するものではなく、「芸術文化」及び「芸術文化活動」の意味内容を言い表したのものとして参考となる定義であろう。

文化庁のウェブサイトの構成をみると、「芸術文化」は、「文化財」、「著作権」、「国際文化交流・国際貢献」、「国語施策・日本語教育」などと並立する一つの柱である。その文化庁による「芸術文化」関連施策における「芸術団体等への助成」の一部を担うものとして創設された「芸術文化振興基金」は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うことを目的としている<sup>9</sup>。また、第2次基本方針において重点的に取り組むべき事項の一つに「文化芸術活動の戦略的支援」が挙げられているが、この項目にいう支援の対象は「芸術文化活動」であるという趣旨の議論が文化審議会で行われている<sup>10</sup>。

本稿では、助成や寄附金の対象となるような芸術家等による活動に言及する際に、芸術文化振興基金の目的に挙げられている活動や第2次基本方針をめぐる文化審議会での議論を踏まえて、より適当と思われる「芸術文化活動」という言葉を用いることとする<sup>11</sup>。

## II 芸術文化活動の支援主体とその財政支援のあり方

現在、我が国における芸術文化活動を支援する主体として、国、地方自治体及び民間の主体（各種財団等の公益法人、企業、アート NPO、個人等）が挙げられる。各主体の法令等における位置づけと助成等の財政支援の枠組みを以下に概観する。

<sup>7</sup> 第153回国会衆議院文部科学委員会議録第4号 平成13年11月21日 p.12.

<sup>8</sup> 「芸術文化」を条例名に使った最初の例は目黒区芸術文化振興条例であるが、同条例には定義がない。大阪市芸術文化振興条例は、「芸術文化」を「音楽、演劇、舞踏、美術、写真、映像、文学、文楽、能楽、歌舞伎、茶道、華道、書道その他の芸術に関する文化」とする（第2条）。

<sup>9</sup> 芸術文化振興基金ウェブサイトから「芸術文化振興基金の概要：2. 基金の目的」

<<http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/gaiyou/index.html>>

<sup>10</sup> 「文化芸術活動の戦略的支援」における支援対象が「芸術文化活動」であることについて、文化審議会第4期文化政策部会（第11回）の根木昭委員（東京芸術大学教授）の発言参照。議事録は文化庁ウェブサイト

<[http://www.bunka.go.jp/laramasi/33\\_bunkaseisakubukai\\_2gijiroku.html](http://www.bunka.go.jp/laramasi/33_bunkaseisakubukai_2gijiroku.html)>。なお、当初この文言は、「文化芸術創造活動の戦略的支援」とされていたが、第4期文化政策部会の最終会合（第14回）で、「創造」を削除する修正が行われた。修正の理由として、伝統文化の分野においては、「創造」がないわけではないが、型や様式を「守る」ことが主であるため、「創造」を削除し、「文化芸術活動」とすると説明されており、それ以上の議論は行われず承されている。この修正をめぐる議事録は文化庁ウェブサイト

<[http://www.bunka.go.jp/laramasi/36\\_bunkaseisakubukai\\_2gijiroku.html](http://www.bunka.go.jp/laramasi/36_bunkaseisakubukai_2gijiroku.html)> を参照。

<sup>11</sup> ただし、第2次基本方針における「文化芸術活動」に言及する場合のみ、その言葉も用いる。

## 1 国

### (1) 法令等における位置づけ

基本法は、文化芸術の振興に係る施策を総合的に策定し実施する国の責務を明記し(第3条)、政府は必要とされる法制上又は財政上の措置等を講じなければならない(第6条)と定める。芸術文化活動への助成も現在はこの第6条の規定を根拠として行われている。

また、基本法第7条第1項の規定に基づき策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」においては、より具体的に国の役割等が示されている。国の役割について1項目が設けられた第1次基本方針に比べ、第2次基本方針においては、国、地方、民間が相互に連携することの重要性が強調された上で<sup>12</sup>、国は地方公共団体や民間による活動に対して、必要とされる支援や情報提供等を講ずる必要があるとされた。同時に、伝統的な文化芸術の継承・発展や文化芸術の頂点の伸長、裾野の拡大など、国として保護・継承し、創造を促進していくべきものに対しては、国自身が積極的に支援すべきであること、また、厳しい財政事情の下で適切な評価を行い、支援の重点化、効率化を図りつつ、文化芸術活動の発展を支える環境づくりを法制上、財政上、税制上の措置等により進める必要があることも明記された。

さらに、重点的に取り組むべき事項の一つとして「文化芸術活動の戦略的支援」が挙げられ、国による芸術文化活動への助成のあり方について、中長期的な観点から、より効果的で戦略的な支援を行えるように支援方策について必要な見直しを行うこと、特に「文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、審査・評価を充実させ、きめ細かくかつ効率的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討する必要がある」とされている。

### (2) 芸術文化活動への助成の枠組み

我が国における芸術文化活動への国による財政支援のうち主な枠組みとして、本稿では、文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「芸文振」という)が行うもののほか、総務省の外郭団体である財団法人地域創造が地域の芸術文化活動を支援する観点から行っているものを取り上げる<sup>13</sup>(以下で取り上げる枠組みについては巻末表(p.11.)も参照)。

#### (i) 文化庁及び芸文振による枠組み

現在、文化庁は主として「文化芸術創造プラン」を通じて、芸文振は「芸術文化振興基金」及び「舞台芸術振興事業」を通じて、芸術文化活動への助成を行っている<sup>14</sup>。これら3つの枠組みが並立する現在の体制は、平成2年以降、芸術文化活動支援のための資金の安定的確保を目指す施策が講じられる過程で作られてきた。まず文化庁の予算を補う目的で平成2年に政府出資500億円、民間からの寄附金112億円の計612億円を原資として同基金が発足した。「文化芸術創造プラン」は、文化庁が平成8年にそれまでの芸術文化

<sup>12</sup> 地方・民間の役割を重視する姿勢は、平成18年7月に文化審議会第4期文化政策部会がとりまとめた「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)」の時点から打ち出されていた。この点の指摘を含め、「中間まとめ」の概要等については次の資料も参照。伊藤りさ『文化芸術の振興に関する基本的な方針』の見直しに向けて—『中間まとめ』を軸に、『次世代への文化芸術の継承』の観点から—『レファレンス』671号、2006.12, pp.59-67.

<sup>13</sup> このほかコンテンツ産業育成(経済産業省)、観光資源開発(国土交通省)、対外文化発信(外務省)等の観点からも行われているが、本稿では文化庁を中心とする国内の芸術文化活動支援の主な枠組みに焦点を当てる。

<sup>14</sup> これらの枠組みの概要については主として次の資料を参照。根木昭『文化政策の展開—芸術文化の振興と文化財の保護—』放送大学教育振興会、2007, pp.133-140.

活動支援のための補助金をはじめとする諸事業を再編成した「アーツプラン 21」の流れを引き継ぐもので、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援を中心とした、文化庁による芸術文化活動支援施策の総称である。また、平成 8 年には「アーツプラン 21」の一つの柱として、文化庁からの運営費交付金を財源として芸文振が行う「舞台芸術振興事業」が創設された（ただし現在の「文化芸術創造プラン」には含まれず別立てとされている）。これら 3 つの枠組みについて、最高水準の芸術を支援するような、芸術文化の頂点を高める方向（縦軸）とアマチュアも含めた芸術文化の裾野を広げる方向（横軸）に構造化して捉えたとすると、頂点に近い順から「文化芸術創造プラン」（文化庁）、「舞台芸術振興事業」（芸文振）、そして「芸術文化振興基金」（芸文振）の順に、全体としてはおおむね三層構造に整理できるとの指摘もある<sup>15</sup>。

これらの助成の対象分野を大まかに整理すると<sup>16</sup>、①舞台芸術活動、②美術、③映画、④大衆芸能公演、⑤伝統芸能公演及び伝統文化の保存・活用、⑥地域文化振興（子どもの文化芸術活動への支援等を含む）、⑦アマチュア等の文化団体活動が挙げられ、このうち④は「文化芸術創造プラン」のみ、⑦は「芸術文化振興基金」のみの対象とされているが、その他の分野については複数の助成事業が並立しているのが現状である。

予算額等の割合の大きい部分について詳しく見ると、①④⑤は、「文化芸術創造プラン」（文化庁平成 19 年度予算額：185 億 9200 万円）のうち最大割合を占める「最高水準の舞台芸術公演、伝統芸能公演等への重点支援等」（同予算額：83 億 2400 万円）の主たる柱、「芸術創造活動重点支援事業」を構成している。また、①については、「芸術文化振興基金」（平成 19 年度助成実績合計：17 億 7000 万円<sup>17</sup>）における「現代舞台美術芸術創造普及活動（音楽・舞踏・演劇）」（同実績額：7 億 3400 万円）及び「先駆的・実験的芸術創造活動」（同実績額：1 億円）という助成事業もあり、このほかに芸文振が行う「舞台芸術振興事業（音楽・舞踏・演劇）」（平成 19 年度助成実績額：4 億 4100 万円）もある。⑤については、同基金の「伝統芸能の公開活動」（平成 19 年度助成実績額：7900 万円）もある。

この三層構造における複数の助成事業は、「アーツプラン 21」以降の 3 つの枠組みにおいてみられるものである。ただし、平成 16 年までの文化庁の枠組みについてみれば、「アーツプラン 21（平成 14 年以降は「文化芸術創造プラン」）」の主たる柱である「芸術創造特別支援事業」において、助成対象となる芸術団体を単位として 3 年間の継続的な助成が行われたという点で<sup>18</sup>、芸文振による事業単位の単年度助成とは明確な違いがあった。しかし、平成 17 年度の制度の見直し以降、この違いはなくなっている。

まず、平成 14 年に「アーツプラン 21」が「文化芸術創造プラン」に再編された際に、同事業名は新たに「芸術団体重点支援事業」とされ、団体単位の助成の対象となる芸術分野が大衆芸能、伝統芸能の分野にも拡大された<sup>19</sup>。ところが平成 17 年度の制度の見直しにより、同事業は「芸術創造活動重点支援事業」と名称変更し、事業単位の単年度助成と

<sup>15</sup> 同上, pp.142-145.

<sup>16</sup> 同上, pp.133-134. を参考に、文化庁『我が国の文化行政』平成 20 年度を参照しつつ整理した。我が国における芸術文化活動への助成の枠組みを整理したため、国際交流支援や新進芸術家等の養成支援などは除く。

<sup>17</sup> 芸術文化振興基金の助成実績については「助成対象活動の応募件数、交付件数及び助成金額の推移」<<http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/joho/k-jisseki.pdf>> を参照。

<sup>18</sup> 太下義之『「アーツプラン 21」の概要』『ARTS POLICY & MANAGEMENT』No. 10, 1999 Summer, pp.1-2. <[http://www.murc.jp/artspolicy/newsletter/arts\\_nl/no10/10-1.pdf](http://www.murc.jp/artspolicy/newsletter/arts_nl/no10/10-1.pdf)>

<sup>19</sup> 社団法人日本芸能実演家団体協議会編『芸能活動の構造変化～この 10 年の光と影～』2007.9, pp.160-161; 「説明会誌上採録：文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）について」『ジョイン』38 号, 2002.9, pp.14-16.

なり<sup>20</sup>、芸文振が行う「芸術文化振興基金」及び「舞台芸術振興事業」による助成とともに現在に至っている。それまでの文化庁による団体単位の助成、芸文振による事業単位の助成という役割分担についていえば、この制度の見直しにより曖昧になったことは否定できない<sup>21</sup>。

なお、この平成 17 年度の制度の見直しにおいては、支援の趣旨・目的をより明確にするため、審査の категорияに「A：芸術水準の向上を目的としたもの」、「B：観客層の拡大を目的としたもの」、「C：地域との連携協力を目的としたもの」の 3 種を設定し、芸術の水準を高める目的で行われる公演だけでなく、芸術の発展に繋がっていくような公演についても積極的に支援していく姿勢を打ち出したと説明されている<sup>22</sup>。しかしこのことは、文化庁の助成においても、芸術文化の頂点を高める目的以外の助成を積極的に行う方針を示すと受けとることができ、先に述べたような、文化庁及び芸文振による 3 つの枠組みを大まかな三層構造と捉える場合の線引きも難しくなっているようである。

#### (ii) 財団法人地域創造による枠組み

財団法人地域創造は、芸術文化の振興による創造性豊かな地域づくりを目的として、全国の自治体の出捐金と宝くじの収益等を財源として平成 6 年に設立された旧自治省（現総務省）所管の公益法人である。日本では 1980 年代後半から地方自治体により多くの公立文化施設が建設されたがソフト面の整備に遅れがみられたことから、公立文化施設や自治体が自主的に行う芸術文化活動への財政的支援が求められていた<sup>23</sup>。このようなニーズに応えるため設立された（財）地域創造は、その目的の示す通り、芸術文化の振興を支援する組織であるが、組織の名称として「文化」という言葉が文化庁との関係で使用できないために「地域創造」になったといわれる<sup>24</sup>。

（財）地域創造による芸術文化活動への主たる助成は、「地域の芸術文化環境づくり支援事業」を通じて行われている<sup>25</sup>。この助成は①長期的ビジョンを有し、事業運営に顕著な工夫のみられる「創造事業」、②3 以上の地方自治体等が連携し効率的な運営が目指される「連携事業」、③単独の地方自治体等が企画・制作する事業のうち、地域の人々が何らかの形で参画する「単独事業」、④地方自治体による芸術文化環境づくりに関わる「研修事業」につき、同事業を自主的に主催する地方自治体や関連の公益法人等に対して支援するものである。①においては 3 年間を限度として継続的な支援を行う点、②においては複数の実施主体による連携を支援する点など、文化庁等による助成事業にはみられない点もある。ただし、平成 19 年度の助成額及び事業数をみると、①6941 万円（14 件）、②2 億 3477

<sup>20</sup> 当時の文化庁文化部長は、予算要求の前に財務省から「団体を固定して 3 年間、一定の額を支援していく仕組みは、支援の趣旨・目的が必ずしもはっきりしていないのではないか」、「団体がオール・オア・ナッシングで支援の対象になる・ならないということではなく、公演ごとに国が支援する対象としてふさわしいもの・ふさわしくないものとして判断していくべきではないか」と指摘を受け、財務省の理解を得て予算の充実を図るという点にもかんがみ、この制度の見直しに至ったと説明している。「誌上採録②平成 17 年度文化庁芸術創造活動重点支援事業説明会」『ジョイン』49 号, 2005.6, pp.28-37.

<sup>21</sup> 3 つの事業の助成要項の比較分析を行うと、同一分野への助成事業の場合、適当な枠組みを判断する目安は当該団体の実績要件が中心となり、その的確性を疑問視する指摘もある。芸団協 前掲注(19), pp.163-164.

<sup>22</sup> 前掲注(20), pp.30-31.

<sup>23</sup> 国際交流基金「今月の支援団体：財団法人地域創造」2006.5.8.

<<http://www.performingarts.jp/J/society/0605/1.html>>

<sup>24</sup> 野田邦弘「文化芸術振興基本法と日本の文化政策(1)『アーツアドミニストレータ』を自治体に一戦後の文化政策の流れとその課題」『地方行政』9457 号, 2002. 6. 13, p.3.

<sup>25</sup> 財団法人地域創造「地域の文化・芸術支援事業」

<<http://www.jafra.or.jp/j/guide/support/art-tradition01/index.php>>

万円（80件）、③6億2421万円（191件）、④571万円（8件）となっており<sup>26</sup>、同事業による助成総額約9億3000万円のうち、約3分の2は文化庁等による地域文化振興への支援（前項(i)に挙げた⑥）とも類似の③「単独事業」に充てられていることがわかる。

以上に概観したとおり、現行の国の助成の枠組みは、複数の主体による様々な助成事業の設定と、その一部が同一分野を対象としていること等により、複雑な構成になっている。

## 2 地方自治体

### (1) 法令等における位置づけ

基本法では、文化芸術の振興に関する地方自治体の責務について、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施することと規定している（第4条）。また、第2次基本方針においては、先述したとおり、国・地方自治体・民間の3者の相互連携が推奨された上、文化芸術の振興に当たっては、国民の生活に近い地方自治体が高い専門性と知識をもって主たる役割を担うことへの期待が示されている。

基本法制定以前より、地方自治体における文化関係事務の一般的根拠は地方自治法（第2条第2項）に求められ、各自治体は、地域文化の振興を固有の事務として行えることとなっており、かつ、法令に違反しない限りにおいて当該事務について条例を制定することができるため、文化芸術振興のための条例を制定することも可能である<sup>27</sup>。とりわけ基本法制定後、自治体による文化芸術振興のための条例の制定が進んでいる<sup>28</sup>。このような条例を制定する意義として、①基本理念、②財政的な支援措置、③推進計画等の策定、④住民の政策形成への参加等を明文化し、これらに法的根拠を与えることが挙げられる<sup>29</sup>。

なお、地方自治体が文化施設や文化振興のための基金を設ける場合は、地方自治法（第241条及び第244条の2第1項）により、条例によることが義務付けられている。このため、財政的な支援措置については、文化芸術に関する基本条例がない自治体でも、文化振興のための基金条例において一定の法的根拠が与えられている例も多い<sup>30</sup>。

### (2) 芸術文化活動への助成の枠組み

芸術文化活動への地方自治体による財政支援は、自治体ごとの財政状況とその地域特性を生かした形で進められている。例えば、地方自治体の文化関係予算のうち芸術文化経費が最も多い東京都<sup>31</sup>においては、「東京都芸術文化発信事業助成」により、東京の芸術文化の魅力の世界へ発信する優れた創造活動を行う団体に対する支援を行っている<sup>32</sup>。地域文化振興の先進県といわれる兵庫県においては、「芸術文化活動支援制度」により、県内の文化団体等が行う様々な芸術文化活動への助成を行っている<sup>33</sup>。同じく地域文化振興の先進

<sup>26</sup> (財) 地域創造「平成19年度事業報告」p.1. <<http://www.jafra.or.jp/j/about/summary/data/19houkoku.pdf>> なお、他の助成実績と比較しやすいように、千円以下を切り捨て、万円単位の表示とした。

<sup>27</sup> 根木 前掲注(14), pp.79-80.

<sup>28</sup> 平成20年12月現在、20の都道府県、4の政令市、4の中核市、46の市町村での条例制定を確認した。

<sup>29</sup> 根木 前掲注(14), p.80.

<sup>30</sup> 文化振興基金条例はほとんどの都道府県で定めているとの指摘もある。同上, p.109.

<sup>31</sup> 同上, p.172.

<sup>32</sup> 東京都生活文化スポーツ局「平成20年度東京都芸術文化発信事業助成の募集について」2008.2.29. <<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2008/02/22i2t200.htm>> なお東京都は、平成20年度から同事業の助成規模を一部拡大するとともに、助成額の一部前払いの導入、従来の助成条件だった「自己資金の範囲内」条項の撤廃、助成対象費目の拡大などの改善を行っている。

<sup>33</sup> 兵庫県「芸術文化活動への支援（県事業）」<[http://web.pref.hyogo.jp/ac13/ac13\\_00000011.html#h01](http://web.pref.hyogo.jp/ac13/ac13_00000011.html#h01)>

自治体として知られる横浜市は、アーツコミッション・ヨコハマ<sup>34</sup>とともに様々な助成プログラムを展開している<sup>35</sup>。また、「市民メセナ活動」の推進を明文化したユニークな文化振興条例を持つ愛知県春日井市は、芸術文化活動を行う団体への直接支援は行っていないものの、市民や企業等の寄附金の受け皿となる「市民メセナ基金」を設置し、寄附金を積み立てる際に市が寄附金の合計額に相当する額を上乗せ拠出するマッチングギフト方式を通じて芸術文化活動への経済的支援を行っている<sup>36</sup>。

このように各自治体の助成の枠組みは多様であり一概にはいえないが、地方自治体における文化財保護経費を除いた芸術文化経費の一般的傾向として、文化施設の建設や整備等に係る芸術文化拠点整備費の占める割合が多く、芸術文化活動への財政支援については、割合・絶対額ともに少ないと指摘されている<sup>37</sup>。このことは、先述した文化庁等による地域文化振興のための支援の枠組みの存在や、地域創造の設置経緯からも推察できる。厳しい財政事情の下、文化関係予算は住民や首長における文化への関心の度合いにより変動し、また、文化への関心が高くても他の必要な経費に圧迫されることにより削減対象とされがちである<sup>38</sup>。とりわけ財政が逼迫している自治体における芸術文化活動への支援についてはどのように行われるのが最適なのか、国の役割も含めて検討が要されよう。

### 3 民間の主体

#### (1) 法令等における位置づけ

基本法は、民間の支援活動の活性化等について、国に対し、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図ることと、個人や民間の団体から芸術文化活動を行う団体が寄附を受けやすくするような税制上の措置その他必要な施策を講ずることを努力義務として課している(第31条)。つまり民間の主体は、基本法において、芸術文化活動への支援を自発的に行うことが期待されている。また第2次基本方針においては、企業のメセナ活動<sup>39</sup>やアートNPO等の民間団体による支援が我が国の文化芸術の振興にとって不可欠であり<sup>40</sup>、それらの自立的な活動が促進されることへの期待が明記されている。

#### (2) 芸術文化活動への資金支援に関する枠組み

民間の主体による芸術文化活動への資金支援に関する主たる枠組みは、(i)企業等によ

<sup>34</sup> 2007年7月に官民協働の枠組みとして設置された「創造都市横浜推進協議会」の文化芸術部門における中間支援組織。中牧弘允ほか編『価値を創る都市へー文化戦略と創造都市』NTT出版、2008、pp.173-183。参照。

<sup>35</sup> 横浜市創造都市推進課クリエイティブシティ・ヨコハマ「活動助成制度」

<<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/kaikou/souzou/management/institution.html>>

<sup>36</sup> 伊藤秀司「春日井市の『市民メセナ基金条例』」『文化庁月報』440号、2005.5、pp.20-21。春日井市のこの枠組みは、寄附者のインセンティブを高めると同時に寄附者の善意を行政の支援により増幅し、市民・企業等、行政及び芸術文化活動を行う者との間の協働を促進するという観点から評価されている。文化審議会文化政策部会報告書『地域文化で日本を元気にしよう!』2005.2.2。第3章、課題7、方策21。

<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/05021601/011.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05021601/011.htm)>

<sup>37</sup> 根木 前掲注(14)、pp.172-174； 社団法人日本芸能実演家団体協議会 前掲注(19)、pp.165-167。

<sup>38</sup> 根木 同上、pp.174-176。

<sup>39</sup> 「メセナ(mecenat)」とは、芸術文化支援を意味するフランス語。社団法人企業メセナ協議会によれば、「即効的な販売促進・広告効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援」を指す。

<sup>40</sup> 民間による文化芸術への支援活動が不可欠であることについては、第2次基本方針の策定過程で行われた意見募集でのコメントを受けて表現が強められた。文化審議会第4期文化政策部会(第11回)配布資料3を参照。

<[http://www.bunka.go.jp/1aramasi/pdf/33\\_bunkaseisakubukai\\_siryousu3.pdf](http://www.bunka.go.jp/1aramasi/pdf/33_bunkaseisakubukai_siryousu3.pdf)>

るメセナ活動<sup>41</sup>における助成プログラム、(ii)寄附金関係の税制が挙げられる。

(i) 企業等によるメセナ活動における助成プログラム

社団法人企業メセナ協議会（以下「メセナ協議会」という）の調査によれば、平成 19 年度にメセナ活動を「実施した」と回答した企業は 460 社で、過去最多の前年度（475 社）に比べ微減した<sup>42</sup>。メセナ活動費総額について回答した 404 社の活動費総額は 264 億 9591 万円であったが、過去の実績をみると活動費総額は 200 億円前後で推移しており、回答企業数の増加に比べ総額は伸びていない。メセナ活動の方法として最も多いのは「資金支援」で 373 社（1,786 件）、回答のあった 1 プログラム当たり事業費の分布の上位をみると、100 万～300 万円未満のプログラムが 19.1%、10 万円～30 万円未満が 18.1%、50～100 万円未満が 14.1%であることから、仮に 1 件当たり 100 万円として概算すると約 17 億 8600 万円が企業による助成プログラムを通じて団体等へ助成されたことになり、「芸術文化振興基金」の同年度の助成実績にも匹敵する。支援対象の芸術分野は「音楽」（41.6%）が最も多く、「美術」（28.0%）、「伝統芸能」（8.2%）と続く。メセナ活動を行う際に重視した点は「地域文化の振興」（61.3%）が最も多く、「芸術文化の啓発・普及」（60.7%）、「青少年への芸術文化教育」（37.6%）、「若手や評価の定まっていない芸術家への支援」（35.2%）と続いている。支援先を選定する方法は「支援対象からの直接要請」（58.5%）、「自主的に探し出した」（45.9%）が多く、「公募により募集」は 8.5%と少ない。

また、メセナ協議会は、日本の企業財団・公益信託によるメセナ活動についても隔年で継続的に調査している。平成 18 年度の調査結果を参照すると<sup>43</sup>、調査に回答した 195 団体が平成 17 年度に行った芸術文化関連プログラム総数は 783 件であり、そのうち助成プログラムは 252 件（32.3%）であった<sup>44</sup>。回答のあった 1 プログラム当たり事業費の分布における中央値は 305 万円とされ、これを用いて概算すると 2005 年度には約 12 億 6860 万円が企業財団等によるメセナ活動を通じて団体等へ助成されたことになる。支援対象の芸術分野は「美術」（48.0%）が最も多く、「音楽」（32.3%）、「伝統芸能」（16.9%）、「文学」（12.5%）、「演劇」（12.1%）が続き、企業の支援先とは傾向が異なる<sup>45</sup>。メセナ活動の目的・重視点については「地域文化の振興」（61.0%）、「芸術文化の啓発・普及」（59.5%）、「青少年への芸術文化教育」（35.4%）、「国際文化交流」（32.8%）と続いており、こちらは上位 3 位までは企業によるメセナ活動と同じ傾向である。支援先の選考方法については「外部の専門委員等」による選考が 58.1%と最も多く、「財団内部」の選考（32.7%）、「その他」（10.6%）と続いている<sup>46</sup>。

41 アート NPO リンクの調査によれば、アート NPO の中にも芸術文化活動支援のための助成を行うことを目的として活動するものもある（前掲注(3), p.21.参照）が、現時点ではその調査結果のほかにもとまった情報がないので、ここでは取り上げない。

42 平成 19 年度実績については「メセナレポート 2008」『メセナ note 特別号』68 号、2008. 11、過去の実績については社団法人企業メセナ協議会『「2007 年度メセナ活動実態調査」報告書—“エピソード”からメセナの成果をよむ—』2008. 3.を参照。

43 平成 20 年度の調査結果の概要も同協議会ウェブサイトで見られるが、助成額等の詳細が未掲載のためここでは平成 18 年度のデータを用いる。

44 社団法人企業メセナ協議会『「2006 年度メセナ活動実態調査」報告書』p.90. を参照。

<[http://www.mecenat.or.jp/news/publications/survey\\_2006/survey\\_fnd\\_2006\\_p83-100.pdf](http://www.mecenat.or.jp/news/publications/survey_2006/survey_fnd_2006_p83-100.pdf)>

45 同上, p.91. なお、2007 年度の企業メセナ活動の支援対象となった芸術分野の 4 位以下は「演劇」（7.0%）、「舞踏」（4.9%）、「文学」（4.7%）（前掲注(42)「メセナレポート 2008」p.2.）。

46 この点については、企業によるメセナ活動の実態調査とは問いの立て方が異なっているため一概に比較できないが、企業によるメセナ活動の支援先を選定方法における公募の割合の低さと、企業財団等による助成型プログラムの選考方法における外部有識者の活用の割合の高さから、財団等のほうが厳格な体制がとられている

## (ii) 寄附金関係の税制

特定公益増進法人<sup>47</sup>や認定NPO法人等への寄附金には一定の税制優遇が認められる<sup>48</sup>。芸術文化活動を行う団体がこれらに該当すれば<sup>49</sup>、当該団体への寄附金につき、①法人については法人税において一定割合を損金算入<sup>50</sup>、②個人については所得税において一定額を所得控除することができる。

また、特定公益増進法人であるメセナ協議会は、同協議会が認定した芸術文化活動に対する法人又は個人による寄附金について、いったん同協議会への寄付金として取り扱うことにより、税制優遇措置を受けられるようにする「助成認定制度」を設けている<sup>51</sup>。同協議会による助成認定制度の実態調査<sup>52</sup>によれば、平成19年に助成認定制度を利用しておこなわれた企業・団体による寄附総数は1,053件、総額6億2719万円、個人による寄附総数は448件、総額4億8720万円であった。寄附者の所在地は企業・団体及び個人とも東京都、大阪府が非常に多く、寄附全体の4分の3以上(1,130件、75.2%)は被寄附者と寄附者の所在地が一致しており、寄附金の地域間格差の存在が推察される。

## III 論点の整理

ここまで現行制度の枠組みを概観してきた。以下では、芸術文化活動支援主体の現状について指摘される問題点及び芸術文化活動の主体からの要望のポイントをまとめる。

### (1) 芸術文化活動支援主体の現状における問題点

すでに国、地方自治体及び民間の支援のあり方のところで述べてきたが、各支援主体の現状について指摘される問題点を簡単にまとめると、①文化庁、芸文振等、複数の国レベルの主体による様々な助成事業の設定による複雑な構成と役割分担の曖昧さ、②財政難の地方自治体における芸術文化活動支援予算をどう確保するのか、③企業メセナ総額の伸び悩みなどが挙げられる。なお企業メセナについて、平成19年度の企業による助成プログラムを総額でみると同年度の「芸術文化振興基金」の助成実績にも匹敵するとはいえ、その選定方法に公募の占める割合が低いことは、公募に基づく国の助成プログラムとの相違点として認識しておく必要がある。また、寄附金の大都市集中傾向については、寄附金に

---

印象を受ける。

<sup>47</sup> 公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のものをいう。

<sup>48</sup> 「文化関係の税制」『我が国の文化行政』平成20年度、p.8。なお、公益法人制度改革に伴い、平成20年12月1日以降は、すべての公益社団法人及び公益財団法人が特定公益増進法人に該当することとされている。

<sup>49</sup> 財務省「平成20年4月1日現在における特定公益増進法人一覧(旧政令第3号[民法法人]ル(芸術の普及向上)」<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki/ko13.htm>> の52団体にはオーケストラ等実演団体も含まれる。国税庁「認定NPO法人名簿」<<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/meibo/01.htm>> には、平成20年11月1日現在で89団体が掲載されており、芸術関係は3団体でいずれも実演団体ではない。

<sup>50</sup> 損金算定式は前掲注(48)の資料にも掲載されているが、平成20年度に損金算入限度を引き上げる制度改正が行われたため、平成20年4月1日以降に開始する事業年度については、次の資料を参照。国税庁「特定公益増進法人に対する寄附金」<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>>

<sup>51</sup> この制度は同協議会が企業等への支援要請の仲介等を行うものではなく、助成認定の申請者が自ら企業等への支援要請を行い、助成認定後に同協議会を経由して企業等からの寄附金を受け取る仕組みになっている。同協議会ウェブサイト「助成認定制度とは」<[http://www.mecenat.or.jp/apaap/apaap\\_contents.html](http://www.mecenat.or.jp/apaap/apaap_contents.html)> 参照。

<sup>52</sup> 社団法人企業メセナ協議会『文化芸術活動に対する民間寄付の実態調査報告書—助成認定制度2007年利用実績のまとめ—』2008.3.<<http://www.mecenat.or.jp/apaap/pdf/donationsurvey2007.pdf>>

も地域間格差が存在する可能性を示すデータの一つとして<sup>53</sup>押さえておく必要がある。

## （２）芸術文化活動の主体からの要望

実演家の団体で構成される民間の公益法人である社団法人日本芸能実演家団体協議会は、最新の報告書において、芸術文化活動への財政支援に関する現場からの要望として、①「アーツプラン 21」以降の文化庁及び芸術団体の事務量を増大させてきた方式からの脱却、②活動の分野、形態、規模などに応じ、助成金及び税支出面からの効果的な支援方式の開発、③国による各地域の支援については地方自治体を經由させずに全国各地の芸術団体や劇場を直接の支援先とすること、④芸術の普及など芸術文化の基盤整備を行う団体に適した支援の開発、⑤国の芸術支援の根拠を明確にしつつ支援体制を構築する法的な対応等を挙げている<sup>54</sup>。

また、アートNPOに関する様々な情報収集・調査に基づき提言等を行うNPO法人であるアートNPOリンクは、平成 19 年度のアートNPO活動概況調査において助成金の使用状況やその課題をテーマに調査を行った<sup>55</sup>。有効回答の得られた 178 のアートNPOのうち 124 団体（約 70%）はこれまでに助成金申請をしたことがあり、制度の問題点として「とても」困っていると答えた団体数が多い事項は、①申請にかかる事務作業が煩雑（38.8%）、②後払い制度（35.4%）、③全額助成でない（自己負担金が必要）（34.8%）、④単年度助成（33.7%）、⑤助成対象分野（ジャンル）が限定的（33.7%）の順である。また自由記述欄で目立った回答として、単年度に限らない長期的視点からの助成金や、事業単位の支援ではなく団体の人件費を含む運営費に使える助成金を求める声などが挙げられる。

## おわりに

政府は、芸術文化活動の支援のあり方について、第 2 次基本方針において、文化庁、芸文振及び他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、効率的な業務を行うため、専門的機関を經由して助成する再助成制度の有効性も検討する必要があることを認めている。上述した芸術文化活動支援の現状における問題点からみても、また、芸術文化活動への国の助成の仕組みに文化専門職を介在させることを支持する意見<sup>56</sup>に照らしても、これは妥当な方向性である。専門的機関<sup>57</sup>の具体的な検討も含め、現場からの要望も踏まえた議論を尽くした上で、最適な制度設計の検討が求められよう。

<sup>53</sup> メセナ協議会の助成認定制度を經由した寄附金に関するデータであることに留意する必要がある。

<sup>54</sup> 社団法人日本芸能実演家団体協議会 前掲注(19), p.164. なお、芸団協は 6 項目を挙げているが、最初の 2 点は「アーツプラン 21」に関するものであるためまとめて 1 項目とし、全部で 5 項目とした。

<sup>55</sup> アート NPO リンク 前掲注(3), pp.12-36.

<sup>56</sup> 蟻川恒正「国家と文化」『現代の法 1 現代国家と法』岩波書店, 1997, pp.191-224; 杉原泰雄『「文化国家」の理念と現実』『法律時報』71 卷 6 号, 1999.5, pp.42-52; 阪口正二郎「芸術に対する国家の財政援助と表現の自由」『法律時報』74 卷 1 号, 2002.1, pp.30-36. ほか。

<sup>57</sup> 文化審議会第 4 期文化政策部会(第 7 回)で「art council 的なもの」(青木保部会長)とされるがそれ以上の議論はなされていない。議事録は <[http://www.bunka.go.jp/1aramasi/29\\_bunkaseisakubukai\\_2gijiroku.html](http://www.bunka.go.jp/1aramasi/29_bunkaseisakubukai_2gijiroku.html)>。

表 本稿で取り上げる国による芸術文化活動への助成の枠組み

文化庁系列の枠組み

実施主体	枠組み	助成事業	支援対象
文化庁	文化芸術創造プラン	最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等(芸術創造活動重点支援事業等)ほか* *文化芸術創造プランには、上記のほか「日本映画・映像」振興プランの推進、新進芸術家やアートマネジメント人材の育成、感性豊かな文化の担い手育成プランの推進など、多様な事業が含まれる。	芸術団体・個人等
独立行政法人 日本芸術文化振興会 (ただし文化庁から運営費交付金を受けて実施する)	舞台芸術振興事業	舞台芸術振興事業	
独立行政法人 日本芸術文化振興会	芸術文化振興基金	芸術創造普及活動(現代舞台美術芸術創造普及活動、先駆的・実験的芸術創造活動、伝統芸能の公開活動等)  文化振興普及団体活動(アマチュア等の文化団体活動等)ほか	

総務省系列の枠組み

実施主体	枠組み	助成事業	支援対象
財団法人 地域創造	地域の文化・芸術活動支援事業	創造事業 連携事業 単独事業 研修事業	地方自治体・関連公益法人等

\*注 国による助成の枠組みの構成の一部を示したもので、その全体像ではない。

(出典) 文化庁『我が国の文化行政』平成20年度；独立行政法人日本芸術文化振興会「助成対象活動の応募件数、交付件数及び助成金額の推移」；財団法人地域創造「地域の文化・芸術支援事業」に基づき筆者作成。